

議案第57号

令和元年度

小金井市

一般会計補正予算

(第5回)

令和元年度小金井市一般会計補正予算（第5回）

令和元年度小金井市の一般会計の補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月6日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 5,174,719	千円 4,025	千円 5,178,744
	1 総 務 管 理 費	4,171,469	4,025	4,175,494
13 予 備 費		77,181	△4,025	73,156
	1 予 備 費	77,181	△4,025	73,156
歳 出 合 計		45,970,478	0	45,970,478

議案第57号資料

令和元年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第 5 回)

1 総括 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 5,174,719	千円 4,025	千円 5,178,744
	1 総務管理費	4,171,469	4,025	4,175,494
13 予備費		77,181	△4,025	73,156
	1 予備費	77,181	△4,025	73,156
歳出合計		45,970,478	0	45,970,478

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			4,025
			4,025
			△4,025
			△4,025
			0

2 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
7 財産管理費	320,912	4,025	324,937			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
4,025			
3,547	14 使用料及び賃借料	3,842	1 財産管理に要する経費 (管 財 課) 3,547
	22 補償補填及び賠償金	183	14 使用料及び賃借料 (3,382) 第二庁舎借上料 3,124 第二庁舎借上料 (平成30年度分)) 258 22 補償補填及び賠償金 (165) 第二庁舎借上料利息金 165
478			2 車両管理に要する経費 (管 財 課) 478
			14 使用料及び賃借料 (460) 駐車場借上料 425 駐車場借上料 (平成30年度分) 35 22 補償補填及び賠償金 (18) 駐車場借上料利息金 18

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	77,181	△ 4,025	73,156			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 4,025		千円	千円

議案第58号

賃料等増額請求事件に係る調停案の受諾について

調停委員会から賃料等増額請求事件に係る調停案の提示があったので、別紙のとおりこれを受諾する。

令和元年9月6日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

賃料等増額請求事件に係る調停案を受諾するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出するものであります。

賃料等増額請求事件に係る調停案の受諾について

1 事件名

東京地方裁判所平成31年(ユ)第10号 賃料等増額請求事件

2 当事者

(1) 申立人

ア 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

株式会社レーサム(代表者 代表取締役 小町 剛)

イ 東京都港区六本木六丁目12番2-3804号

株式会社日本ブレーンセンター(代表者 代表取締役 越智 広子)

(2) 相手方

東京都小金井市本町六丁目6番3号

小金井市(代表者 小金井市長 西岡 真一郎)

3 調停案の内容

(1) 申立人らと相手方は、相手方が賃借している別紙1物件目録1記載の物件(以下「本件物件1」という。)についての賃料が平成31年3月1日以降月額16,702,125円(消費税別)に、別紙1物件目録2記載の物件(以下「本件物件2」という。)についての賃料が平成31年3月1日以降月額1,115,500円(消費税別)にそれぞれ増額されたことを確認する。

(2) 相手方は、以下の金員を、令和元年10月末日限り、ア記載の期間の賃料として支払った金員の振込先口座と同一の口座に振り込むものとする。

ア 平成31年3月1日から令和元年10月末日までの間の本件物件1の賃料として支払った金員(月額16,150,485円)及び本件物件2の賃料として支払った金員(月額1,058,325円)と前号の増額後の各賃料との差額(月額608,815円。以下「賃料差額」という。)及びこれに対する別紙2賃料支払期日一覧記載の各賃料支払期日から支払済みに至るまで年10%の割合による金員

イ 賃料差額に対応する各消費税相当額の合計額401,816円

(3) 調停費用は、各自の負担とする。

別紙 1

物件目録

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 所 在 | 小金井市前原町三丁目 1 5 5 8 番地 4 |
| | 家屋番号 | 1 5 5 8 番 4 |
| | 種 類 | 市庁舎 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 8 階
建て |
| | 延床面積 | 6, 0 1 9. 8 3 m ² |
| 2 | 所 在 | 小金井市前原町三丁目 1 5 5 6 番 4
小金井市前原町三丁目 1 5 5 8 番 6 |
| | 構 造 | 鉄骨造・自走式 2 層駐車場 |
| | 規 模 | 6 6 台・7 8 6. 8 7 m ² |

別紙 2

賃料支払期日一覧

区分	賃料支払期日
平成31年3月分賃料	平成31年2月28日
平成31年4月分賃料	平成31年4月15日
令和元年5月分賃料	平成31年4月30日
令和元年6月分賃料	令和元年5月31日
令和元年7月分賃料	令和元年6月30日
令和元年8月分賃料	令和元年7月31日
令和元年9月分賃料	令和元年8月31日
令和元年10月分賃料	令和元年9月30日

議案第58号資料

1 事件経過

- (1) 平成30年9月1日、本件物件1及び本件物件2に係る賃貸借契約が借地借家法（平成3年法律第90号）第26条第1項の規定に基づき法定更新となった。
- (2) 平成31年2月13日、東京地方裁判所から民事調停の申立書及び調停期日呼出状が送達された。
- (3) 平成31年3月19日、第1回期日が行われた。
- (4) 令和元年5月14日、第2回期日が行われた。
- (5) 令和元年6月11日、第3回期日が行われた。
- (6) 令和元年7月16日、第4回期日が行われた。
- (7) 令和元年8月27日、第5回期日が行われ、調停委員会から調停案が提示された。
- (8) 令和元年10月15日、第6回期日が行われる予定

2 賃料の比較

(円・税抜き)

	第二庁舎	第二庁舎 駐車場	計	現行賃料 との差額
申立人請求賃料	18,534,000	1,253,000	19,787,000	2,578,190
調停案賃料	16,702,125	1,115,500	17,817,625	608,815
相手方主張賃料	16,463,250	1,083,000	17,546,250	337,440
現行賃料	16,150,485	1,058,325	17,208,810	—

3 支払額

(円)

賃料差額	利息金	消費税相当額	計
4,870,520	181,469	401,816	5,453,805

※令和元年10月31日に支払うものとして算定した。